

# 気仙沼市から引越しされる方へ



- ・窓口にお越しの際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・代理人が手続きする場合は、委任状が必要になることがあります。
- ・代表的な手続きをまとめておりますので、世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

月 日 受付

| 要                        | 項目                     | 内容<br>◆は新住所地での手続きです。  | 必要なもの   | 済                        | 担当課  |
|--------------------------|------------------------|---|---|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 転出届                    | ○新しい住所地に住み始めるおおよそ14日前から当日までに、住民異動届(転出届)を行ってください。<br>◆転出証明書、本人確認書類をお持ちの上、新しい住所地に住み始めてから14日以内に新住所地の自治体に転入届をしてください。  | ★令和5年2月6日より、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届ができます。   | <input type="checkbox"/> | 市民課<br>市民係<br>内線362<br>22-3422<br>(直通)   |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード<br>住民基本台帳カード | ○転出の際には、手続きの必要はありません。暗証番号がわかる状態で、新住所地にお持ちの上、手続きをしてください。<br>○国外へ転出される方は、返納届の提出が必要です。<br>◆住所変更手続きが必要です。転出予定日から30日または新住所地に住み始めた日から14日を経過した場合、カードが使えなくなります。転入届ができなくなる場合がありますので、新住所地にお問い合わせください。<br>★転出予定日以降は、コンビニでの証明書発行はできません。 | ★マイナンバーカードを申請済でまだ受け取っていない方は、必ず転出届の際にお申し出ください。<br>□マイナンバーカードの交付通知書(お持ちの方のみ)<br>□国外へ転出される方は、「マイナンバーカード」 | <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> | 通知カード                  | ○番号は変わりませんが、「マイナンバーを証明する書類」として使用できません。<br>○国外へ転出される方は、返納届の提出が必要です。  | □国外へ転出される方は、「通知カード」   | <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録                   | ○転出(予定)日をもって廃止となります。印鑑登録証(カード)をお返してください。<br>◆必要な場合は、新住所地で登録申請をしてください。   | □印鑑登録証  | <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> | 年金                     | ○国内への転出の場合、手続きは必要ありません。<br>○国民年金の被保険者の方が国外へ転出される場合は、手続きが必要です。また、希望される場合は、「国民年金任意加入」が可能ですのでお問い合わせください。<br>◆年金を受給中の方は、住所変更の手続きが必要な場合があります。転入手続後に新住所地の自治体にお問い合わせください。  | □国外へ転出される場合は、基礎年金番号がわかる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、日本年金機構から届く通知書など)  | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>国民年金係<br>内線<br>271・272<br>22-3423<br>(直通)<br>日本年金機構<br>石巻年金事務所<br>☎0225-<br>22-5118 |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険                 | ○保険証等をお返してください。<br>◆新住所地で新たに加入の手続きをしてください。  | □転出される方の国民健康保険被保険者証<br>★学生(マル学)や施設等入所(住所地特例)の場合は、お問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>保険係<br>(国保担当)<br>内線372  |
| <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療保険              | ○県外へ転出する方は、「負担区分等証明書」の交付を受けてください。<br>◆新住所地で新たに保険証の交付を受けてください。   | □転出される方の後期高齢者医療被保険者証<br>★施設等入所(住所地特例)の場合は、お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>保険係<br>(後期担当)<br>内線378, 379   |
| <input type="checkbox"/> | 子ども医療費                 | ○返納届をして受給者証をお返してください。<br>◆市区町村により受給者証交付対象者が異なるので、新住所地の自治体にお問い合わせください。   | □子ども医療費受給者証<br>★お子さんのみ転出の場合、引き続き気仙沼市の受給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。                                     | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>医療給付係<br>内線376,<br>377, 389<br>22-3419<br>(直通)                                      |
| <input type="checkbox"/> | 市営墓地使用者の住所変更           | ○墓地使用許可証記載事項変更届及び代理人選定届の提出が必要です。<br>○代理人には使用者に代わりに墓所の管理ができる方を選定してください。  | □墓地使用者の住民票及び墓地使用許可証<br>□代理人の住民票   | <input type="checkbox"/> | 生活環境課<br>生活衛生係<br>内線<br>341・343  |
| <input type="checkbox"/> | 飼い犬の所在地変更              | ○手続きの必要はありません。<br>◆新住所地で、鑑札または鑑札の番号を持参の上、所在地変更の手続きが必要です。  |   | <input type="checkbox"/> |  |

| 要                        | 項目                   | 内容<br>◆は新住所地での手続きです。   | 必要なもの  | 済                        | 担当課   |
|--------------------------|----------------------|--|--|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 児童手当                 | ○受給事由消滅届の提出が必要です。<br>◆新住所地に受給者及び配偶者のマイナンバーがわかる書類及び顔写真付きの本人確認書類を持参の上、新たに申請をしてください。                                      |  | <input type="checkbox"/> | 子ども家庭課<br>22-3429<br>(直通)<br><br>児童福祉係<br>内線<br>276・435 |
| <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当               | ○住所変更等の手続きが必要です。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書  | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当             | ○住所変更等の手続きが必要です。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 ほか<br>・詳しくはお問い合わせください。                         | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 母子・父子家庭医療費           | ○受給者証返納届の提出が必要です。<br>◆市区町村により受給者証交付対象者が異なるので、新住所地の自治体にお問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証  | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 保育所、幼稚園、認定こども園       | ○現在保育所、幼稚園、こども園に在籍していて、転出後も引き続き利用する場合は、子ども家庭課にご相談ください。   |  | <input type="checkbox"/> | 子ども家庭課<br>育成支援係<br>内線<br>442.443<br>445                 |
| <input type="checkbox"/> | 認可外保育施設一時預かり事業       | ○気仙沼市で幼児教育・保育の無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受けていて、転出後も引き続き市内施設を利用する場合は、新住所地で新たに認定申請を行う必要があります。                    | ・お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 身体障害者手帳              | ○手続きはありません。<br>◆新住所地で手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。   | ★施設等入所(住所地特例)の場合は、窓口でお問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> | 社会福祉課<br>障害福祉係<br>内線<br>437・438<br>439                  |
| <input type="checkbox"/> | 精神障害者保健福祉手帳          | ○手続きはありません。<br>◆新住所地で手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。   | ★施設等入所(住所地特例)の場合は、窓口でお問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 療育手帳                 | ○仙台市及び県外に転出される方は返還届が必要です。<br>◆(仙台市を除く県内)<br>新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。<br>◆(仙台市及び県外)<br>新住所地で手帳が交付され次第、手帳を返還。 | ★施設等入所(住所地特例)の場合は、窓口でお問い合わせください。<br><input type="checkbox"/> 療育手帳(仙台市・県外に転出される方のみ) | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 特別障害者手当<br>障害児福祉手当   | ○住所変更の手続きが必要です。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。  | ・お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 障害者医療費助成             | ○返還届が必要です(施設等入所(住所地特例)を除く)。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> 障害者医療費受給者証、健康保険証<br>★住所地特例の場合は、窓口でお問い合わせください。             | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 自立支援医療               | ○更生医療及び育成医療:手続きはありません。<br>○精神通院医療:県外に転出する場合は気仙沼市に申請時に提出した診断書のコピーをお渡ししています。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。     | ・精神通院医療に該当する方は、お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 障害者福祉サービス            | ○障害支援区分の認定を受け、サービスを利用している方は、「障害支援区分認定証明書」の交付を受けてください。<br>◆新住所地でも手続きがあります。新住所地の自治体にお問い合わせください。                          | ★施設等に入所される方は、お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |   |
| <input type="checkbox"/> | 社会参加促進助成券(タクシー券・燃料券) | ○助成券(タクシー券・燃料券)をお返しください。   |  | <input type="checkbox"/> |   |

| 要                        | 項目  | 内容<br>◆は新住所地での手続きです。   | 必要なもの   | 済                        | 担当課  |
|--------------------------|---|--|---|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 介護保険  | ○保険証等をお返してください。<br>○受給者の方は、「受給資格証明書」の交付を受けてください。<br>◆新住所地に交付を受けた「受給資格証明書」を持参し、要介護認定申請の手続きをしてください。  | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証<br><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証<br><input type="checkbox"/> 各種軽減認定証<br>★施設等入所(住所地特例)の場合は、お問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> | 高齢介護課<br>介護保険係<br>内線<br>405・406  |
| <input type="checkbox"/> | 小学校<br>中学校  | ○在学していた学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」を取得してください。<br>★教育委員会での手続きはありません。<br>◆新住所地の教育委員会に「在学証明書」「教科書給与証明書」を提出し、「入学通知書」を取得しましたら、「入学通知書」「在学証明書」「教科書給与証明書」を新しい学校に提出してください。 |   | <input type="checkbox"/> | 学校教育課<br>学事係<br>22-3441<br>(直通)  |
| <input type="checkbox"/> | 放課後児童クラブ  | ○現在放課後児童クラブを利用をされている方は、退所手続きが必要です。   | ・現在ご利用の放課後児童クラブにお問い合わせください。   | <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> | 母子健康手帳  | ○新住所地でもそのまま使用できます。<br>◆母子健康手帳別冊の妊婦健診の助成券は新住所地の自治体で交換してください。  |   | <input type="checkbox"/> | 子育て世代包括<br>支援センター<br>「すこやか」<br>(東新城2丁目2-1)<br>29-6446<br>(直通)<br>総合支所<br>市民福祉課 |
| <input type="checkbox"/> | 定期予防接種  | ○手続きはありませんが、予診票等は使用できなくなります。<br>◆新住所地の自治体にお問い合わせください。  |   | <input type="checkbox"/> | 市民健康管理<br>センター<br>「すこやか」<br>(東新城2丁目2-1)<br>21-1212<br>(直通)                     |
| <input type="checkbox"/> | 養育医療  | ○受給している方は手続きが必要です。   | ・お問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> | 原付バイク<br>(排気量125cc<br>以下)<br>電動バイク<br>(定格出力<br>1.0kw以下) | ○廃車等の手続きが必要です。<br>◆廃車したバイクを新住所地で新たに登録する場合は、廃車証明書を持参の上、登録してください。<br>◆排気量126cc以上の二輪車の手続きは、新住所地の運輸支局にお問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> 標識交付証明書<br><input type="checkbox"/> ナンバープレート   | <input type="checkbox"/> | 税務課<br>市民税係<br>内線242   |
| <input type="checkbox"/> | 市営住宅からの退去   | ○下記の手続きが必要です。<br>・明け渡し届等の提出<br>・原状回復のための修繕<br>・明け渡しに伴う立ち合い   | ・お問い合わせください。  | <input type="checkbox"/> | 宮城県住宅供給公社東部支社<br>気仙沼出張所<br>22-4436   |
| <input type="checkbox"/> | 水道  | ○引越して、水道の使用中止がある場合は、引越し日が決まりましたら、前もって電話連絡をしてください。  |   | <input type="checkbox"/> | ガス上下水道部お客様センター<br>23-2561  |